

中国人民銀行上海本部

中国（上海）自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持 することに関する通知

トランザクションバンキング部

2014年2月20日、人民銀行上海本部は中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）の人民元使用の拡大を目的として、「中国（上海）自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」（銀総部発〔2014〕22号）（以下「通知」）を公布しました。

実務運用上の不明点は残されているものの、試験区におけるクロスボーダー双方向人民元プーリングやクロスボーダー人民元集中決済を認める内容が含まれており、今後、試験区内企業を活用して企業グループ全体の人民元調達・決済手法が大きく変化する可能性があります。

1、背景

2013年12月2日、中国人民銀行は30条から成る「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（以下「金融意見」）を公布しました。

「金融意見」では、試験区における資本項目自由化・クロスボーダー人民元決済・金利自由化・外貨管理改革等の規制緩和の方向性が示されていましたが、内容は原則的なものが多く、具体的な解釈や実務については細則の発表が待たれている状況でした。

本通知は、その中の「クロスボーダー人民元決済」について詳細が発表されたものです。

2、具体的な開放内容

試験区内における個人のクロスボーダー人民元決済の開放等についても記載されていますが、特に日系企業に関連が深いと思われる点をご説明します。

(1) 試験区の人民元オフショアローン（第四条）

従来規定¹と比べて限度額、期間、残高管理に図表1のような変化が見られます。

ただし、この人民元オフショアローン（原文「人民币境外借款」）が従来の人民元外債（従来規定原文「境外人民币借款」）と全く同じ概念かどうか、また後述（2）の「人民元双方向クロスボーダープーリング」との概念をどう整理するのかといった点については、今後、当局の見解を確認する必要があります。

【図表1：従来規定と今回の通知の比較】

項目	従来規定	今回の通知
限度額	投注差（投資総額－登録資本金）方式の管理	◇一般企業の場合：払込済資本金×人民銀行が設定する掛け目の範囲内 ※試験区発足前に設立済の外商投資企業は従来の投注差（投資総額－登録資本金）方式による管理も可（いずれか一方を選択）
期間	規定無し	1年以上
極度額管理方法	発生額に基づき計算	残高に基づき計算

¹ 「中国人民銀行による外商直接投資人民元決済業務操作細則の通知」（銀発〔2012〕165号 2012年6月14日公布）

(2) 人民元双方向クロスボーダープーリング (第五条)

グループ内企業による人民元双方向クロスボーダープーリングが可能であることが規定されました。

グループとは区内企業を含む、資本関係を主要な紐帯とした親会社・子会社及び関連会社等により構成される多国籍グループ企業を指します。

通知の文言上は、従来型の投注差（投資総額－登録資本金）方式に基づく外債枠や域外貸付枠の管理の適用について言及されておらず、従来よりも自由度の高いクロスボーダーのグループ内人民元資金集中配分が可能になる可能性があります。但し外債枠、域外貸付枠の管理については所轄部門である国家外貨管理局の見解も注目されます。

「人民元オフショアローン」と「人民元双方向クロスボーダープーリング」の主要項目別の比較は図表2をご参照ください。

【図表2：人民元オフショアローンと人民元双方向クロスボーダープーリングの比較】

項目	人民元オフショアローン	人民元双方向クロスボーダープーリング
対象	区内企業、区内非銀行金融機構	区内企業を含む多国籍集団メンバー企業
定義	域外より借入れる人民元（貿易与信及び集団内経営性融資を除く）	集団内経営性融資
原資	域外人民元	「集中配分する資金は生産経営活動により生じたキャッシュフローおよび実業投資活動により生じたキャッシュフロー（融資活動により生じたキャッシュフローは対象外）」との規定
限度枠	<p>◇区内企業：払込資本金の1倍×掛け目（残高ベース管理）</p> <p>※試験区発足前に設立済の外商投資企業は従来の投注差（投資総額－登録資本金）による管理も可（いずれか一方を自由に選定し、銀行経由で人民銀行に備案（届出）。決定後変更不可）</p> <p>◇区内非銀行金融機構：払込資本金の1.5倍×掛け目（残高ベース管理）</p> <p>※掛け目は人民銀行が設定し、随時調整</p>	<p>上記「原資」に記載したキャッシュフローの合計額と解される</p> <p>投注差（投資総額－登録資本金）や払込資本金等をベースにした限度枠の規定は無</p>
期間	1年以上	（規定無）
銀行	上海地域にある銀行	上海地域にある1銀行限定
口座	専用口座	専用口座一つ（区内企業名義で開設）
用途	区内生産活動・プロジェクト建設、域外プロジェクト建設 有価証券投資、金融デリバティブ商品の投資、委託貸付への利用は不可	経営性活動

(3) 自貿試験区の経常項目のクロスボーダー人民元集中決済（第六条）

試験区内外の関連企業間で、経常項目クロスボーダー人民元集中決済が可能とされています。

試験区内メンバー企業は銀行にて人民元専用口座を開設し、域内外関連企業間の集中決済を実施します。

ここでの関連企業とは、出資関係があるグループ内部のメンバー企業、サプライチェーン関係にあり密接な貿易関係のあるグループ外企業が含まれます。業務は試験区内企業が一つの銀行を選択して人民元専用口座を開設し取り扱うものとされています。

(4) 経常項目と直接投資項目におけるクロスボーダー人民元決済（第二条）

試験区内機構と個人は銀行に支払／受取指示書を提出することでクロスボーダー人民元決済が可能と規定され、クロスボーダー人民元決済時のエビデンス提出が不要とされています。

ただし、ネガティブリスト範囲内の直接投資項目のクロスボーダー人民元決済を行う場合は、審査部門の許可書を銀行へ提出することが必要です。

(5) 試験区の個人決済（第三条）

試験区内で就職・開業した個人（域内外個人）は人民元決済口座或いは個人事業主銀行決済口座を開設し、人民元クロスボーダー決済を行うことが可能とされています。

(6) その他

通知内では以下についても言及されています。

▶ クロスボーダー電子商取引決済業務（第七条）

上海地区の銀行は、試験区内で登録したクロスボーダー電子商取引運営機構へ直接クロスボーダー人民元決済サービスを提供できる。

▶ クロスボーダー人民元取引サービス（第八条）

中国外貨取引センターは、試験区内において、試験区及び国際市場向けの人民元建て金融資産取引サービスを提供できる。

▶ データ報告（第九条）

各項目のクロスボーダー人民元決済・収支データを人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告し、国際収支申告を行う。

本通知には実務運用面で不明確な部分がいくつか含まれており、引き続き詳細の確認を行ってまいります。

また、今後も「金融意見」で言及されている項目についての細則が公布され次第、ご案内させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>中国人民银行上海总部关于支持中国(上海)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知 (银总部发[2014]22号)</p> <p>国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海(市)分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农村商业银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构：</p> <p>根据《中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见》(以下简称《意见》)及有关规定，经中国人民银行总行批复同意，现就支持中国上海自由贸易试验区(以下简称试验区)扩大人民币跨境使用通知如下：</p> <p>一、国家出台的各项鼓励和支持扩大人民币跨境使用的政策措施均适用试验区。</p> <p>二、试验区经常和直接投资项下跨境人民币结算</p> <p>上海地区银行业金融机构可在“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”三原则基础上，凭区内机构(出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外)和个人提交的收付款指令，直接办理经常项下和直接投资项下的跨境人民币结算业务。</p> <p>(一) 银行在办理上述主体的直接投资项下结算业务时，应按照试验区投资准入的负面清单管理要求，对属于负面清单管理范围内的直接投资跨境人民币结算业务，要求其</p>	<p>中国人民銀行上海本部 中国（上海）自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知 (銀総部発 [2014] 22号)</p> <p>国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行；交通銀行、上海浦東發展銀行、上海銀行、上海農村商業銀行；その他都市商業銀行上海分行；上海市各外資銀行；上海市各非銀行金融機構：</p> <p>「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（以下「意見」という）及び関連規定に基づき、中国人民銀行総行による批准同意を経て、中国上海自由貿易試験区（以下「試験区」という）での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することについて、以下通知する</p> <p>一、国家が公布する各項目の人民元クロスボーダー使用の拡大を奨励および支持する全ての政策措置は試験区に適用する。</p> <p>二、試験区における經常及び直接投資項目下のクロスボーダー人民元決済</p> <p>上海地区銀行業金融機構は「顧客を了解する」、「業務を了解する」、「審査職責を果す」の三原則に基づき、区内機構（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く）及び個人が提出した支払・受取指示書により、經常項目及び直接投資項目におけるクロスボーダー人民元決済を直接取り扱うことができる。</p> <p>(一) 銀行は上述した主体の直接投資項目下の決済業務を行う時、試験区投資進出のネガティブリスト管理要求に基づき、ネガティブリスト管理範囲内に属する直接投資クロスボー</p>

出具有权审批部门的核准文件。

(二) 人民银行上海总部与中国上海自由贸易试验区管理委员会通过试验区综合信息监管平台建立直接投资信息共享制度, 并为商业银行提供相关信息服务。

三、试验区个人银行结算账户

为便利个人开展经常项下跨境人民币结算业务, 在区内就业或执业的个人可依据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令(2003)第5号发布)等银行结算账户制度的规定开立个人银行结算账户或者个体工商户单位银行结算账户, 办理人民币跨境收付。其中, 境外个人开立人民币银行结算账户应当同时出具公安机关出入境管理机构签发的有效期1年(含)以上的居留证件。

四、试验区人民币境外借款

区内金融机构和企业从境外借用人民币资金(不包括贸易信贷和集团内部经营性融资)应用于国家宏观调控方向相符的领域, 暂不得用于投资有价证券(包括理财等资产管理类产品)、衍生产品, 不得用于委托贷款。

(一) 区内企业借用境外人民币资金规模(按余额计)的上限不得超过实缴资本*1倍*宏观审慎政策参数。其中: 实缴资本以最近一期验资报告为准, 借用期限1年(含)以上。区内借款企业可以依据《人民币银行结算账户管理办法》的规定, 在上海地区的银行开立专用存款账户, 专门存放从境外借入的人民币资金, 只能用于区内或境外, 包括区内

外人民币元決済業務に対して、その審査批准権を有する部門の核准(認可)文書の提出を要求しなければならない。

(二) 人民銀行上海本部と中国上海自由貿易試験区管理委員会は試験区総合情報監督管理プラットフォームを通して直接投資情報共有制度を構築し、かつ商業銀行向けに関連情報サービスを提供する。

三、試験区個人銀行決済口座

個人の經常項目下のクロスボーダー人民元決済業務発展の利便性を高めるため、区内で就業或いは開業している個人は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令[2003]第5号發布)等銀行決済口座制度の規定に基づき個人銀行決済口座或いは個人事業主銀行決済口座を開設し、人民元クロスボーダー収支を行うことができる。うち、域外個人が人民元銀行決済口座を開設する際は同時に公安機關出入国管理機構が発行した有効期間が1年以上(1年を含む)の居留証明書類を提出しなければならない。

四、試験区人民元オフショアローン

区内金融機構と企業の域外からの人民元資金(貿易与信とグループ内経営性融資を含まない)借入は国家マクロコントロールの方向に一致した領域に使われるべきであり、当面投資有価証券(理财等の資産管理類商品を含む)・デリバティブ商品に使用してはならず、委託貸付に使用してはならない。

(一) 区内企業が借入れる域外人民元資金規模(残高管理)の上限は払込済資本×1倍×マクロプルーデンス政策変数を超えてはならない。その中で、払込済資本は直近一期の験資報告(資本金払込検査報告)を基準とし、借入期間は1年以上(含む)。区内借入企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」の規定に依り、上海地区の銀行で専用預金口座を開設し、域外から借

生产经营、区内项目建设、境外项目建设等。

在试验区启动前已经设立在区内的外商投资企业在借用境外人民币资金时，可自行决定是按“投注差”模式还是按本通知规则办理，并通过其账户银行向人民银行上海总部备案。一经决定，不再变更。

(二) 区内非银行金融机构借用境外人民币资金(按余额计)的上限不得超过实缴资本*1.5倍*宏观审慎政策参数。借用期限1年(含)以上。借入资金可调回存入开立在上海地区银行的专用存款账户，只能用于区内或境外，包括区内经营、区内项目建设、境外项目建设等。

(三) 区内企业和非银行金融机构开立的存放境外人民币借款的专用存款账户活期计息。

(四) 区内银行从境外借入人民币资金须进入试验区分账核算单元，在区内使用，服务于实体经济建设。

(五) 上述公式中的宏观审慎政策参数由人民银行上海总部设定，可根据全国信贷调控的需要进行灵活调整。

五、试验区跨境双向人民币资金池

(一) 区内企业可根据自身经营和管理需要，开展集团内跨境双向人民币资金池业务。集团指包括区内企业(含财务公司)在内的，

り入れた人民元資金のみを預け入れし、区内生産経営・区内プロジェクト建設・域外プロジェクト建設等を含む区内或いは域外においてのみ使用できる。

試験区が始動する前にすでに区内で設立した外商投資企業は域外人民元資金を借り入れる場合、「投注差」(投資総額－登録資本金)方式或いは本通知規則に基づいて実行するかのいずれかを自身で決定することができ、その口座開設銀行を通じて人民銀行上海本部へ備案(届出)する。一度決定すると、変更することはできない。

(二) 区内非銀行金融機構が域外人民元資金(残高管理)を借り入れる上限は払込資本×1.5倍×マクロプルーデンス政策変数を超えてはならない。借入期間は1年以上(含む)。借入資金は上海地区の銀行に開設した専用預金口座に入金ができ、区内経営・区内プロジェクト建設・域外プロジェクト建設等を含む区内或いは域外においてのみ使用できる。

(三) 区内企業と非銀行金融機構が開設した域外人民元借入の専用預金口座には普通預金金利を適用する。

(四) 区内銀行が域外から人民元資金を借り入れるには試験区口座分別清算ユニットに記帳せねばならず、区内で使用し、实体经济の建設に貢献する。

(五) 上述公式内のマクロプルーデンス政策変数は人民銀行上海本部が設定し、全国信用与信コントロール需要に基づき柔軟に調整することができる。

五、試験区クロスボーダー双方向人民元プーリング

(一) 区内企業は自らの経営と管理のニーズに基づき、グループ内クロスボーダー双方向人

以资本关系为主要联结纽带，由母公司、子公司、参股公司等存在投资性关联关系成员共同组成的跨国集团公司。跨境双向人民币资金池业务指集团境内外成员企业之间的双向资金归集业务，属于企业集团内部的经营性融资活动。

(二)开展集团内跨境双向人民币资金池业务，需由集团总部指定一家区内注册成立并实际经营或投资的成员企业(包括财务公司)，在上海地区的一家银行开立一个人民币专用存款账户，专门用于办理集团内跨境双向人民币资金池业务，该账户不得与其他资金混用。参与资金池业务的境内外各方应签订资金池业务协议，明确各自在反洗钱、反恐融资以及反逃税中的责任和义务。

(三)资金由被归集方流向归集方为上存，由归集方流向被归集方为下划。参与上存与下划归集的人民币资金应为企业产生自生产经营活动和实业投资活动的现金流，融资活动产生的现金流暂不得参与归集。

六、试验区经常项下跨境人民币集中收付业务

(一)区内企业可根据自身经营和管理需要，开展境内外关联企业间的经常项下跨境人民币集中收付业务。境内外关联企业包括集团内以资本关系为主要联结纽带、存在投资性关联关系的成员公司，以及与集团内企

民元プーリング業務を実施することができる。グループとは区内企業(含む財務公司)を含む、資本関係を主要な連結紐帯とし、親会社・子会社・持分会社等の投資性関連関係が存在するメンバーが共同で組成した多国籍グループ企業を指す。クロスボーダー双方向人民元プーリング業務は域内外のグループ内メンバー企業間の双方向資金集中業務を指し、企業グループ内部における経営性融資活動に属する。

(二) グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務の開始にあたっては、グループ本部企業は区内において登記設立し、且つ実際に経営または投資を行っているメンバー企業1社(含む財務公司)を指定し、上海地域にある1つの銀行を選定して人民元専用預金口座を開設し、グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務のためのみに使用し、当該口座はその他の資金と混用してはならないものとする。プーリング業務に参加する域内外の各社はプーリング業務に関する協議書を締結し、各自のアンチマネーロンダリング、反テロ融資及び反脱税における責任及び義務を明確にする必要がある。

(三) 資金が被集中サイドから集中サイドへ流れることを吸い上げ、集中サイドから被集中サイドへ流れることを配分と呼ぶ。集中と配分に関わる人民元資金は、企業が自身の生産経営活動及び実業投資活動で発生したキャッシュフローでなければならず、融資活動で発生したキャッシュフローは当面資金集中に加えてはならない。

六、試験区經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務

(一) 区内企業は自社の経営と管理のニーズに基づき、域内外関連企業間の經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務を実施することができる。域内外関連企業とはグループ内の資

业存在供应链关系的、有密切贸易往来的集团外企业。

(二) 企业集团总部须指定一家在区内注册成立并实际经营或投资的成员企业(包括财务公司)，在上海地区的一家银行开立一个人民币专用存款账户，专门为其境内外关联企业办理经常项下集中收付业务。

(三) 区内企业应跟与之开展经常项下集中收付业务的各方签订集中收付协议，明确各自承担贸易真实性等的责任。

七、跨境电子商务人民币结算业务

(一) 鼓励上海地区的银行向注册在区内的跨境电子商务运营机构直接提供基于真实跨境电子商务的跨境人民币结算服务。

(二) 支持上海地区的银行与区内依法取得“互联网支付”业务许可的支付机构(含分支机构)合作，提供基于真实跨境电子商务(包括个人及跨境电子商务出口经营主体)的跨境人民币结算服务。

(三) 银行应与支付机构签订办理跨境电子商务人民币结算业务的协议并报人民银行上海总部备案。银行应按照人民银行有关规定负责对通过支付机构办理的跨境人民币结算业务的真实性及合规性进行审核。支付机构向银行提交的跨境人民币结算业务应具有真实跨境电子商务交易背景，符合国家有关法律、法规，履行反洗钱、反恐融资审核职责，

本関係を主要な連結紐帯とし、投資性関連関係が存在するメンバー会社、及びグループ内企業とサプライチェーン関係にあり、密接な貿易取引のあるグループ外企業を含む。

(二) 企業グループ本部は区内で登記設立し、且つ実際に経営或いは投資を行うメンバー企業(財務会社を含む)を指定し、あわせて上海地域にある一つの銀行を選択して一つの人民元専用口座を開設の上、その域内外関連企業の經常項目の集中決済業務のみに用いる必要がある。

(三) 区内企業は經常項目集中決済を行う各社と集中決済協議書を締結し、各自に貿易真实性などの責任を担うことを明確にしなければならない。

七、クロスボーダー電子商取引人民元決済業務

(一) 上海地区の銀行が区内で登録したクロスボーダー電子商取引運営機構に対し真実性のあるクロスボーダー電子商取引に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを直接提供することを奨励する。

(二) 上海地区の銀行が区内で法に依拠した「インターネット支払」業務許可を取得した支払機構(分枝機構を含む)と協力し、真実性のあるクロスボーダー電子商取引(個人及びクロスボーダー電子商取引輸出经营主体を含む)に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを提供することを支持する。

(三) 銀行は支払機構とクロスボーダー電子商取引人民元決済業務に関する提携契約を締結し、且つ人民銀行上海本部に備案しなければならない。銀行は人民銀行の関連規定に基づき、支払機構経由で行われるクロスボーダー電子商取引人民元決済業務の真実性及びコンプライアンスについて審査の責任を負う。支払機構から銀行に依頼されるクロスボーダー電子商取引人

并保留相应交易记录，配合国家有关部门的检查。

(四) 支付机构应遵守《非金融机构支付服务管理办法》(中国人民银行令(2010)第2号发布)、《支付机构客户备付金存管办法》(中国人民银行公告(2013)第6号发布)以及其他相关规定。

八、关于跨境人民币交易服务

(一) 中国外汇交易中心暨全国银行间同业拆借中心在区内面向试验区和国际提供以人民币计价结算的金融资产交易服务，支持扩大人民币跨境使用。

(二) 上海黄金交易所在区内面向试验区和国际提供以人民币计价结算的贵金属交易、交割和结算服务，提高人民币在国际贵金属市场上的使用。

九、关于信息报送

各项跨境人民币业务及收付信息应及时准确完整报入人民币跨境收付信息管理系统，并进行相应的国际收支统计申报。

十、关于反洗钱、反恐融资和反逃税

银行在向区内金融机构和企业提供相关跨境人民币服务时，应在服务协议中明确列示双方应按国家有关规定切实履行反洗钱、反恐融资和反逃税义务和职责，保留相关交易记录和凭证，并确保能还原交易原貌，配合相关部门的检查等条款。

民元決済業務は真実のクロスボーダー電子商取引を背景とし、国家の関連法律法規に合致しなければならない。支払機構はアンチマネーロンダリング、反テロ融資の審査職責を履行しなければならない。且つ関連取引記録を保管し、国家関連部門の検査に協力する。

(四) 支払機構は「非金融機構支払サービス管理弁法」(中国人民銀行令[2010]第2号公布)、「支払機構の顧客支払準備金の預入管理弁法」(中国人民銀行公告[2013]第6号公布)及びその他関連規定を遵守しなければならない。

八、クロスボーダー人民元取引サービス

(一) 中国外貨取引センター、ならびに全国インターバンクコールセンターは区内において試験区と国際市場向けの人民元建て金融資産取引サービスを提供し、人民元クロスボーダー使用の拡大を支持する。

(二) 上海金取引所は区内において試験区及び国際市場向けの人民元建て貴金属取引、受渡・決済サービスを提供し、国際貴金属市場における人民元使用を拡大させる。

九、データ報告

各項目のクロスボーダー人民元決済及び収支データは遅延なく正確に漏れなく人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告し、且つ相応する国際収支統計申告を行わなければならない。

十、アンチマネーロンダリング、反テロ融資と反脱税

銀行が区内金融機構と企業に対し関連クロスボーダー人民元サービスを提供する際に、サービス契約書中に、双方が国家関連規定に基づき適切にアンチマネーロンダリング・反テロ融資・反脱税の義務と職責を履行し、原取引を追跡可能な関連取引記録とエビデンスを確実に保

中国人民银行上海总部综合管理部 2014年2月20日	管し、関連部門の検査に協力する、などの條款を明記しなければならない。 中国人民银行上海本部総合管理部 2014年2月20日
-------------------------------	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2005